

商品概要説明書

農業近代化資金

(令和2年4月1日現在)

商品名	農業近代化資金
ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none">○認定農業者○認定新規就農者○次の条件をすべて満たす農業者<ul style="list-style-type: none">①個人の場合<ul style="list-style-type: none">ア. 年間の農業所得が250万円以上であること。イ. 主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者がいること。ウ. 60歳以上であるときは、後継者が現に主として農業に従事（農業者大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事すると見込まれること。エ. 簿記記帳を行なっていること。（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）②法人の場合<ul style="list-style-type: none">ア. 税引前当期純利益に役員報酬を加えた額が250万円以上であること。イ. 農業経営の常時従事者である構成員がいること。○上記の農業者の家族で次の条件を満たす家族経営協定を締結している方<ul style="list-style-type: none">・協定において、農業経営のうちの一部の部門について主宰権があり、かつ、その部門の経営の危険負担および収益の処分権が明確になっている。○次の条件をすべて満たす農業参入法人<ul style="list-style-type: none">①原則として5年以内に、認定農業者となる計画を有する農業を営む法人。②経営開始後決算を2期終えていないもの。○次の条件をすべて満たす集落営農組織<ul style="list-style-type: none">①定款・規約がある。②一元的に経理を行っていること。③原則として5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること。④農用地の利用の集積の目標を定めていること。⑤主たる従事者が目標農業所得額を定めている。○農業者が全構成員の過半数を占める法人格を有しない任意団体<ul style="list-style-type: none">※任意団体の場合、構成員全員（構成員が10名以上の場合は役員全員）が連帯債務者となっていただくことを条件とさせていただきます。○認定農業者以外の個人の方は、借入金の最終返済時の年齢が満81歳未満の方とします。

資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ○建構築物等造成資金 ○果樹等植栽育成資金 ○家畜購入育成資金 ○小土地改良資金 ○長期運転資金 ○農林水産大臣の特認資金
借入金額	<p>○事業費の80%以内で次の範囲内となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①個人 1,800万円（知事特認2億円） ②法人（任意団体含む） 2億円 ③農業参入法人 1.5億円 <p>※認定農業者の方が農業近代化資金をお借り入れいただく際には、特例として事業費の100%を借り入れることができます。</p>
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ○認定農業者の場合 15年以内（うち据置期間7年以内） ○認定新規就農者の場合 17年以内（うち据置期間5年以内） ○認定農業者以外の場合 15年以内（うち据置期間3年以内） <p>※ただし資金使途が農機具等購入のみ、あるいは家畜購入育成のみの場合、借入期間が最長7年以内（うち据置期間2年以内）となります。（認定新規就農者の場合は、最長10年以内となります。）</p>
借入利率	<p>○「農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」に基づく利率といたします。詳細については、当JAの融資窓口にお問い合わせください。</p>
借入方式	<p>○証書借入とします。</p>
返済方法	<p>○元金均等返済（年1回または2回返済）で返済日は該当月の20日とします。</p> <p>※毎回の返済金額は千円単位とし、端数は初回調整とします。</p>
担保	<ul style="list-style-type: none"> ○三重県農業信用基金協会の保証をご利用いただくことにより、以下の金額まで、原則として無担保となります。 ①認定農業者の場合 個人 3,600万円 法人7,200万円 ②認定農業者以外の場合 個人 3,000万円 法人6,000万円 <p>○JAまたは三重県農業信用基金協会が必要と認めた場合は担保設定させていただくことがあります。</p>
保証	<ul style="list-style-type: none"> ○三重県農業信用基金協会の保証をご利用いただきますので、原則として連帯保証人は不要です。（三重県農業信用基金協会の保証をご利用いただくには、別途保証料が必要となります。） ○法人の方は、必要に応じて代表者を連帯保証人とします。 ○法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。 ○「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。 ○連帯保証人を設定させていただく場合には、連帯保証人とさせていただく方が以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認させていただきます。

	<p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者（法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方） ・ 大株主（総株主の議決権の過半数を保有している方など） <p>【法人以外の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共同経営者（お借入される方と共同して事業を行う方） ・ お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方 <p>○「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせていただくにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の1ヶ月以内に作成されたものに限ります。</p>
保証料	<p>○保証料は年0.47%となります。</p> <p>○有担保扱いとなった場合、原則として保証料が年0.31%に引き下げられます。</p> <p>○分割払いの場合は、ご融資時および約定返済日の利息返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。</p> <p>○一括前取り方式の場合は、貸付実行日に保証料をお支払いいただきます。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本店（所）または金融部（電話：059-229-3503）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p> <p>上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777） ・ 民間総合調停センター（大阪府）※ <p>※JAバンク相談所を通じてのご利用となります。</p> <p>詳しくは上記JAバンク相談所にお申し出ください。</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当JAおよび三重県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。また、県の利子補給審査会の承認と、認定農業者については市町の特別融資推進会議の認定が必要となります。審査および推進会議の認定に一定期間を要すること、また、審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。</p> <p>○印紙税、抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算、保証意思宣明公正証書の必要有無の確認および取得方法等については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>